

公 示 送 達 書

下記の書類について、地方税法第20条の2及び香美市税条例第18条の規定により公示送達する。  
当該書類は、香美市役所において保管し、送達を受けるべき者から申出があったときは、いつでも交付する。  
なお、当該書類を受領しない場合において、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされる。

令和8年8月28日

香美市長 依光 晃一郎

記

| 送達すべき書類の名称              | 送達を受けるべき者の氏名又は名称 | 備考    |
|-------------------------|------------------|-------|
| 令和8年度 国民健康保険税 納税通知書     | AKIMAD SAIFUDIN  | 居住地不明 |
| 令和8年度 国民健康保険税 決定(更正)通知書 | LO MINH QUAN     | 居住地不明 |
| 令和8年度 国民健康保険税 納税通知書     | 森岡 優太            | 居住地不明 |
| 令和8年度 国民健康保険税 納税通知書     | 濱田 宇宙            | 居住地不明 |

書類の保管場所：高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 市民保険課保険係：0887-53-3115